

(廃止)

(資本的支出)

10の6—28 製造用特定機械について資本的支出をした場合において、当該製造用特定機械が輸入促進対象製品（その製造業者が平成2年4月1日以後に措置法第10条の6第1項に規定する輸入を行ったものに限る。）であるときは、当該製造用特定機械に係る特別償却額は、当該製造用特定機械に係る普通償却額（当該資本的支出に係る普通償却額を含む。）に100分の20を乗じて計算するものとする。

(注) 当該製造用特定機械が輸入促進対象製品でない場合には、当該製造用特定機械の取得価額のうちに輸入促進対象製品から成る資本的支出に係る金額が含まれているときであっても、当該製造用特定機械に係る特別償却額は、当該製造用特定機械の普通償却額（当該資本的支出に係る普通償却額を含む。）に100分の10を乗じて計算する。

(廃止)

[所得税額の特別控除]

(中小企業者であるかどうかの判定の時期)

10の6—22 措置法第10条の6第1項……………

(中小企業者であるかどうかの判定の時期)

10の6—29 措置法第10条の6第4項……………

(廃止)

(割増償却と税額控除との重複適用の排除)

10の6—30 2以上の製造用特定機械を有する場合において、適用年の年分にその有する製造用特定機械の一部について措置法第10条の6第1項の規定の適用を受けるときは、当該年分においては同法第10条の6第4項の規定を適用することができないことに留意する。

(当該金額として記載された金額)

10の6—23 措置法第10条の6第7項……………10—10……………

(当該金額として記載された金額)

10の6—31 措置法第10条の6第11項……………10—15……………

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第10条の7 《中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除》関係 (当該金額として記載された金額) 10の7—16 <u>10—10</u> | 第10条の7 《中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除》関係 (当該金額として記載された金額) 10の7—16 <u>10—15</u> |
| 第11条 《特定設備等の特別償却》関係 〔公害防止設備〕 (取得価額の判定単位) 11—10 措置法令第5条の9第1項 <u>第3号</u> (国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額) 11—11 措置法令第5条の9第1項 <u>第3号</u> | 第11条 《特定設備等の特別償却》関係 〔公害防止設備〕 (取得価額の判定単位) 11—10 措置法令第5条の9第1項 <u>第2号</u> (国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額) 11—11 措置法令第5条の9第1項 <u>第2号</u> |
| 第11条の3 《事業革新設備等の特別償却》関係 (特定認定事業者等であるかどうかの判定の時期) 11の3—1 <u>事業再構築計画に係る承認</u> <u>(注) 措置法第11条の3第1項又は第2項の規定の適用に当たり、その個人が産業活力再生特別措置法第17条第1項第1号及び第2項の確認を受けた個人又は特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第19条第1項の認定を受けた個人に該当するかどうかについても、当該減価償却資産を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u> | 第11条の3 《事業革新設備等の特別償却》関係 (承認特定事業者等であるかどうかの判定の時期) 11の3—1 <u>事業革新計画に係る承認</u> <u>1注1 措置法第11条の3第1項の規定は、上記の個人が特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法第15条の認定を受けている場合に限りその適用があるのであるが、これらの個人が、当該認定を受けた個人に該当するかどうかについても、当該減価償却資産を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u> <u>2 措置法第11条の3第2項の規定は、上記の個人が特定産業集積の活性</u> |

第11条の5（特定電気通信設備等の特別償却）関係

(廃止)

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

11の5—1特定電気通信設備等（以下この項及び11の5—2において「特定電気通信設備等」という。）.....特定電気通信設備等.....
.....特定電気通信設備等.....

(附属機器等の同時設置の意義)

11の5—2特定電気通信設備等.....

化に関する臨時措置法第2条第5項に規定する中小企業者に該当する個人で、同法第19条第1項の認定を受けている場合に限りその適用があるのであるが、これらの個人が、当該認定を受けた個人に該当するかどうかについても、1と同様に判定するものとする。

第11条の5（特定電気通信設備の特別償却）関係

(特定電気通信設備の範囲)

11の5—1 措置法第11条の5第1項に規定する特定電気通信設備（同項の表の第2号の第3欄の特定電気通信設備に限る。以下11の5—4において同じ。）については、例えば車両に搭載し車両と一緒にしてその耐用年数を適用する場合においても、同項の規定の適用があることに留意する。

(国庫補助金等をもって取得等した特定電気通信設備の取得価額)

11の5—2 措置法令第6条第4項に規定する特定電気通信設備の取得価額が160万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該特定電気通信設備が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項各号に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

11の5—3特定電気通信設備.....特定電気通信設備.....
.....特定電気通信設備.....

(附属機器等の同時設置の意義)

11の5—4特定電気通信設備.....

| 改 正 | 後 | 改 正 | 前 |
|--------------------------------------|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| | 第12条の2 〔中小企業者の機械等の特別償却〕関係 | | 第12条の2 〔中小企業者の機械等の特別償却〕関係 |
| (取得価額の判定単位) | | (取得価額の判定単位) | |
| 12の2—3 同条第3項..... 400万円以上..... | | 12の2—3 同条第3項 <u>若しくは第4項</u> 400万円以上 <u>若しくは1億円以上</u> | |
| (国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額) | | (国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額) | |
| 12の2—5 同条第3項..... 400万円以上..... | | 12の2—5 同条第3項 <u>若しくは第4項</u> 400万円以上 <u>若しくは1億円以上</u> | |
| (廃止) | | (共同利用の医療用機器の意義) | |
| | | 12の2—12 措置法令第6条の6第4項に規定する都道府県知事の認定を受けた医療用機器を保有する医療保健業を営む個人が、当該医療用機器をその事業の用に供した場合には、登録医療機関（共同利用に供する医療用機器の利用を予定する医療機関をいう。）がその利用を開始していないときであっても、当該医療用機器は措置法第12条の2第2項の規定の適用があることに留意する。 | |
| (被相続人に係る償却不足額の取扱い) | | (被相続人に係る償却不足額の取扱い) | |
| 12の2—12 | | 12の2—13 | |
| 第12条の4 〔特定情報通信機器の即時償却〕関係 | | (新設) | |
| (国庫補助金等をもって取得等した器具及び備品の取得価額) | | (新設) | |
| 12の4—1 措置法第12条の4第1項に規定する器具及び備品の取得価額が | | | |

100万円未満であるかどうかを判定する場合において、その器具及び備品が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項各号に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

12の4—2 青色申告書を提出する個人で事業を営む者がその取得又は製作をした措置法第12条の4第1項に規定する特定情報通信機器（以下この項及び12の4—3において「特定情報通信機器」という。）を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定情報通信機器が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定情報通信機器は当該個人の営む事業所得を生すべき事業の用に供したものとして取り扱う。

（注）物品賃貸業を営む者は、貸付けの用に供した特定情報通信機器につき措置法第12条の4第1項の規定の適用を受けることができないことに留意する。

(附属機器の同時設置の意義)

12の4—3 措置法規則第5条の20の2第1項各号において本体装置と同時に設置することを条件として特定情報通信機器に該当する旨の定めのある附属装置（以下「附属装置」という。）には、一の計画に基づき本体装置を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属装置が含まれるものとする。

(附属装置の一部についての即時償却の適用)

12の4—4 措置法規則第5条の20の2第2項に規定する「附属装置の一部」とは、本体装置と同時に設置する附属装置が複数ある場合における個々の附属装置をいうのであるから、一の附属装置の取得価額の一部に相当する金額について措置法第12条の4第1項の規定を適用することはできないこと

(新設)

(新設)

(新設)